

環境配慮評価項目の基準表

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、
 (1) 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、(2) 令和5年度の未利用エネルギー活用状況、(3) 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、(4) 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が60点以上であること。

項 目	区 分	配点
(1) 令和5年度1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
(2) 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
(4) 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

各用語の定義

用 語	定 義
<p>(1) 令和 5 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和 5 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 3 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和 5 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>(2) 令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。</p> <p>令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を令和 5 年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値</p> <p>【算定方式】 令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)</p> $= \text{令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）} \div \text{令和 5 年度の供給電力量（需要端）} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 5 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

(3) 令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの

【算定方式】 令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%)

$$= (\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}) \div \text{⑦} \times 100$$

- ① 令和 5 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)）
- ② 令和 5 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)）
- ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量 (kWh)（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）
- ⑦ 令和 5 年度の供給電力量（需要端 (kWh)）

1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000 kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

2. 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は、令和 3 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

3. 令和 5 年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

<p>(4) 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none">・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とならない。</p>
---	---

※この表の定義は、適合証明書及び別紙 4 にのみ適用する